

かとう国保だより

“平成25年度の国民健康保険税率は据置”

国民健康保険（国保）は、加入者のみなさま（被保険者）が病気やけがをされたときに、安心して医療を受けられるように、国民健康保険税（国保税）を出し合い、みんなで支えあう制度です。

今年度の国保運営は、前年度からの繰越金と財政調整基金（貯金）などで運営できると見込み、国保税率は据置きます。

しかしながら、医療費は増加傾向にあり国保運営を圧迫しています。国保制度の安定のために、加入者のみなさまには適切な受診を心がけていただき、医療費の適正化にご協力をお願いします。

※税率等は平成24年度と同じです。

平成25年度の国保税率表		医療給付費分 全加入者対象	後期高齢者支援金等分 全加入者対象	介護納付金分 40歳以上65歳未満対象
① 所得割額	被保険者の平成24年中の基準総所得金額に対し	6.64%	2.62%	2.10%
② 均等割額	被保険者1人ごとに	26,600円	9,900円	10,200円
③ 平等割額	1世帯ごとに	A、B以外の世帯	7,600円	6,000円
		A 特定世帯	3,800円	
		B 特定継続世帯（新設）	5,700円	
①②③の合計額が1年間の国保税額となります。 ※ただし、右の賦課限度額を超えることはありません。		51万円	14万円	12万円

※「基準総所得金額」とは…平成24年中の総所得金額から33万円（基礎控除）を控除した金額をいいます。

※「特定世帯」とは…国保に加入していた方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、被保険者が一人だけになった世帯。介護納付金分を除く平等割額を最大5年間、2分の1に減額します。

※「特定継続世帯」とは…特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯。介護納付金分を除く平等割額を最大3年間4分の3に減額します。

国保税の軽減等について

◆低所得者に対する軽減（申請は不要です）

前年の所得が一定基準以下の世帯の均等割額及び平等割額を7割、5割、2割軽減するものです。

- ① 7割軽減該当世帯 世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得金額が33万円以下の世帯
- ② 5割軽減該当世帯 世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得金額が {33万円 + (24万5千円 × 世帯主を除く被保険者数と世帯主を除く特定同一世帯所属者の合算)} 以下の世帯
- ③ 2割軽減該当世帯 世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得金額が {33万円 + (35万円 × 被保険者数と特定同一世帯所属者の合算)} 以下の世帯

注) 1.軽減の判定は、世帯主及び国保加入者全員と特定同一世帯所属者の所得金額が対象となります。

2.特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行され、国保の資格を喪失した方です。

◆非自発的失業者に対する軽減（申請が必要です）

この制度は、勤務先の会社の都合により離職（倒産、解雇等の事業主の都合による離職）を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者、又は特定理由離職者（特定の理由による自己都合で離職された方）について、国保税の計算並びに高額療養費等の所得区分判定において、**給与所得を30/100に軽減して算定する**ものです（ただし、給与所得以外は100/100で算定）。適用条件に該当される方は、保険・医療課又はお近くの窓口センターへ申請してください。

【軽減措置適用条件】

- 国保加入者で、離職時点で65歳未満であること。
- 雇用保険受給資格者で、**離職理由コードがNo.11、12、21、22、23、31、32、33、34**であること。
- 該当者の保険税額算定の基準となる年の給与所得があること。

【軽減期間】 離職日の翌日から翌年度末までの期間

【申請に必要なもの】 ① 雇用保険受給資格者証 ② 印鑑

※軽減が適用される場合は、申請月の翌月以降に税額の更正通知をお送りします。

◆後期高齢者医療制度への移行に伴う国保税の軽減

社会保険などの被扶養者であった方が国保に加入された場合（申請が必要です）

社会保険などの被保険者本人が、後期高齢者医療制度へ移行されたことにより、その被扶養者（65歳以上75歳未満）の方が国保に加入された場合（旧被扶養者という）、申請により当分の間、次の減免が受けられます。

- ア) 旧被扶養者に係る所得割額が課税されません。
 - イ) 旧被扶養者に係る均等割額が半額になります。
 - ウ) 旧被扶養者のみの国保世帯の場合は、平等割額が半額になります。
- ※イ) とウ) は7割又は5割軽減世帯に該当する場合は除きます。

確定申告・住民税申告が必要!!

国保税額の算定又は、税額の軽減適用や高額療養費等の給付額の決定については、世帯主及び国保加入者全ての方の所得情報が必要となりますので、収入の多少に関わらず必ず申告をしましょう。

◎その他、災害等に関する減免制度もありますので、お問い合わせください。

国保税の納税について

世帯主が納税義務者になります

国保に加入していない世帯主であっても、世帯に国保加入者がいる場合には、世帯主に国保税が課税されます。

◆普通徴収の納期

年税額を8回に分けて、納付していただきます。年度途中の加入の場合は、届出をした翌月以降の納期回数で納付していただくことになります。1年分の税額を前納される場合は、全期分の納付書で一括納付してください。

納付が便利に！ 国保税がコンビニエンスストアで納付できるようになりました。

(注) 期別の税額が同じでも、誤った納期の納付書で納付されますと、督促状が發送される場合がありますので、納期の誤りがないようご注意ください。
なお、納期限を過ぎると、コンビニエンスストアでの納付はできません。

* 平成25年度の納期限……納税は、納め忘れのない口座振替制度をお勧めします。

期別	月日	期別	月日	期別	月日	期別	月日
1期	7月31日	2期	9月2日	3期	9月30日	4期	10月31日
5期	12月2日	6期	12月25日	7期	翌年1月31日	8期	翌年2月28日

◆特別徴収の制度について (次の条件を満たす方が対象です。)

- ① 世帯主が国保加入者であること。
- ② 世帯の国保加入者が全員65歳以上75歳未満であること。
- ③ 1年間に受け取る年金額が18万円以上であること。
- ④ 介護保険料が特別徴収であること。
- ⑤ 国保税と介護保険料と合わせた額が年金額の1/2を超えていないこと。
- ⑥ 国保税の納付の方法が口座振替でないこと。

特別徴収から普通徴収への切替手続

年金からの天引きで納付するのではなく、口座振替による納付を希望される場合は、「国保税納付方法変更申出書」を提出していただく必要があります。

高額な外来診療を受ける場合の窓口負担について

外来診療時の一部負担金が高額になった場合でも、「限度額適用認定証」等(※)を提示することにより、限度額を超える分を支払う必要がなくなりました。支払いの上限額(月当たり)は、年齢や所得などの状況によって異なります。

対象となる医療機関：保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業所など(柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術などは対象外)

※「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」

区分	事前手続	病院・薬局窓口で
70歳未満の方(国保税の滞納がない世帯に限る)	窓口センターで「限度額適用認定証」等の交付申請をしてください。(すでにお持ちの方は、引き続き使用できます。)	「限度額適用認定証」等をご提示ください。
70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方(世帯主及び被保険者は非課税)		
70歳以上75歳未満で住民税課税世帯の方	新たな手続はありません。	「高齢受給者証」をご提示ください。

年度途中の加入・脱退の場合

※資格取得日又は喪失日は、その年度まで遡及します。

年度の途中で国保に加入された場合は、資格取得された月から月割りで計算します。また、年度の途中で脱退された時は、資格喪失された月の前月までの月割りで計算します。

- 途中加入の場合 / (年間国保税額 ÷ 12) × 資格取得した月から3月末までの月数
- 途中脱退の場合 / (年間国保税額 ÷ 12) × 4月から資格喪失月の前月までの月数

特定健診を受けましょう

◆受診料金：1,000円

国保加入者のうち40歳以上75歳未満の方を対象にした特定健診は、生活習慣病の根源であるメタボリックシンドロームの該当者と予備群を早期に発見し、必要な方に特定保健指導を行うことで、医療費の削減につなげることを目的に実施しています。

加東市では“まちぐるみ総合健診”で特定健診を行っていますが、指定医療機関でも健診を受けることができますので、保険・医療課までお問い合わせください。(直通48-3002)

【受診までの流れ】 ① 申込(保険・医療課へ) → ② 受診票・受診キットの送付 → ③ 指定医療機関への予約 → ④ 受診
【実施期間】 平成25年6月1日(土)～平成25年12月25日(水) ※申込みは12月20日(金)まで

◆健診は健康の第一歩です!!

定期的に健診を受けられていない方は、受けられている方より病気が重症化する分析データが出ています。

【お問い合わせ先】 ※詳しくは、下記の担当課までお問い合わせください。

- ① 国保の加入や脱退の手続き、高額療養費等給付に関すること…保険・医療課(滝野庁舎)(直通0795-48-3002)
- ② 国保税に関すること…税務課(社庁舎)(直通0795-43-0396)